

引 致 状 請 求 書

年 月 日

裁判所 支部裁判官 殿

地方更生保護委員会
保 護 観 察 所 長

更生保護法第 6 3 条第 4 項の規定により，次の者について，引致状の発付を請求します。

- 1 氏 名
2 生年月日 年 月 日
3 住 居
4 職 業

5 更生保護法第 6 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実の要旨並びに引致を必要とする理由

6 引致すべき場所

7 7 日を超える有効期間を必要とするときは，その期間及び事由

8 引致状を数通必要とするときは，その数及び事由

(氏名)

9 その他参考事項

10 裁判に関する事項

保護観察処分少年									
(非行名)		(保護観察所)				保護観察所			
(決定裁判所)	家庭裁判所	支部	(決定の日)	年	月	日			
少年院仮退院者									
(非行名)		(保護観察所)				保護観察所			
(決定裁判所)	家庭裁判所	支部	(決定の日)	年	月	日			
(仮退院施設)		少年院	(仮退院の日)	年	月	日			
(仮退院決定委員会)	地方更生保護委員会	(仮退院決定の日)		年	月	日			
仮釈放者									
(罪 名)		(保護観察所)				保護観察所			
(刑名・刑期)	懲役・禁錮	年	月	(未決勾留)	法 定	日間			
(言渡し裁判所)	裁判所	支部	(通算日数)	裁 定	日間				
(言渡しの日)	年	月	日	(刑期起算日)	年	月	日		
(仮釈放施設)		(刑期終了日)		年	月	日			
(仮釈放決定委員会)	地方更生保護委員会	(仮釈放決定の日)		年	月	日			
(仮釈放の日)	年	月	日						
保護観察付執行猶予者									
(罪 名)		(保護観察所)				保護観察所			
(刑名・刑期)	懲役・禁錮	年	月	(保護観察期間)	年間				
(言渡し裁判所)	裁判所	支部	(言渡しの日)	年	月	日			
(確定の日)	年	月	日	(初度目・再度目の別)	初・再				
婦人補導院仮退院者									
(罪 名)		(保護観察所)				保護観察所			
(刑名・刑期)	懲役・禁錮	年	月	(未決勾留)	法 定	日間			
(言渡し裁判所)	裁判所	支部	(通算日数)	裁 定	日間				
(言渡しの日)	年	月	日	(補導処分期間起算日)	年	月	日		
(仮退院施設)		婦人補導院	(補導処分期間終了日)	年	月	日			
(仮退院決定委員会)	地方更生保護委員会	(仮退院決定の日)		年	月	日			
(仮退院の日)	年	月	日						

(注意) 1 事例に応じ不要の項目及び文字を削ること。

2 この請求書には謄本1通を添付すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領 婦人補導院仮退院者について引致状を請求する場合には、本文中「更生保護法第63条第4項」とあるのを、「売春防止法第26条第2項において準用する更生保護法第63条第4項」と書き換えること。

様式第54号（規程第68条第1項）

引致囑託書

年 月 日

（警 察 署 長 等） 殿

地方更生保護委員会
保 護 観 察 所 長

更生保護法第63条第6項ただし書の規定により，所属の警察官に，次の者に対する引致状の執行を囑託します。

- 1 氏 名 (年 月 日生)
- 2 住 居
- 3 職 業
- 4 参考事項

（注意） この囑託書には引致状を添付すること。

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領 婦人補導院仮退院者に対する引致状の執行を囑託する場合には，本文中「更生保護法第63条第6項ただし書」とあるのを，「売春防止法第26条第2項において準用する更生保護法第63条第6項ただし書」と書き換えること。

（用紙 日本工業規格A4）

心 情 等 伝 達 申 出 書

申出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 保護観察所長 殿

ふ り が な _____
申出人の氏名又は名称 _____ 印
(代表者氏名・役職名 _____)
(法人の場合は，代表者の氏名及び役職名も記入してください。)

1 申出人に関する事項

氏名又は名称 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳)
住 所 等 〒 _____ - _____

電話番号（自宅・事務所） _____ - _____ - _____
（携 帯） _____ - _____ - _____

(法人の場合は，法人の主たる事務所の所在地・電話番号を記入してください。この場合，生年月日を記入する必要はありません。)

申出人と被害者との関係

- ☐ 被害者本人
☐ 被害者の法定代理人（☐ 親権者 ☐ その他 _____）
※ ☐ 被害者が死亡し又は心身に重大な故障がある場合の親族（具体的な続柄 _____）
（☐ 被害者が死亡 ☐ 被害者の心身に重大な故障）
（申出人が被害者本人でない場合の被害者本人の氏名 _____）
（※は被害者の配偶者，直系の親族又は兄弟姉妹のうちのいずれかに限られます。）

連絡方法に関する希望

- ☐ 特になし
☐ 次のとおり _____

(上記住所への文書連絡又は上記電話番号への電話連絡に支障がある場合には，希望する連絡先・連絡方法等を記入してください。申出人と連絡先が異なるときは，申出人と連絡先との関係を記入してください。)

2 提出書類

3 加害者（更生保護法第65条第1項の保護観察対象者）に関する事項
（明らかにしたくないこと、分からないことについては、記入する必要はありません。）

ふりがな _____
氏 名 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生）

罪名・非行名（事件の概要）

判決又は処分を言い渡した裁判所 _____ 裁判所 _____ 支部

判決又は処分の言渡しの日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

判決又は処分の内容

- ☐ 保護観察（ _____ 保護観察所）
☐ 少年院送致（収容施設名 _____）（仮退院の日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）
☐ 懲役・禁錮 _____ 年 _____ 月（収容施設名 _____）
（仮釈放の日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）
☐ 保護観察付執行猶予 懲役・禁錮 _____ 年 _____ 月執行猶予 _____ 年

検察庁・家庭裁判所での事件番号

- ☐ _____ 年検 第 _____ 号
☐ _____ 年（少）第 _____ 号

（注意事項）

- 1 該当する□にレ印をつけ、下線部に記入してください。
- 2 申出人の本人確認ができる資料を提出してください。申出人が被害者本人でない場合には、被害者との関係及び被害者が死亡し又はその心身に重大な故障があることを説明できる資料も提出してください。
- 3 裁判又は審判の結果の通知を書面で受けているときは、通知書の写しを提出してください。
- 4 申出の資格が確認できなかった場合は、申出を受理することができません。
- 5 事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等を聴取又は伝達できないことがあります。
- 6 申出後に、転居等により「住所等」に変更があったときは、速やかに連絡してください。

様式第56号（規程第73条第1項）

心 情 等 聴 取 書

聴取日時 年 月 日 時 分 から 時 分 まで

聴取場所

心情等陳述者

住 所

氏 名

（ 年 月 日生・ 歳）

（被害者本人でない場合）被害者の氏名

被害者との関係

同 席 者

心情等の内容

心情等陳述者署名 _____ 印

（心情等聴取書の結びの記載は、次の例による。）

上記のとおり録取し、読み聞かせたところ、誤りのない旨を申し述べて署名押印した。

前同日同所

保護観察所

保護観察官

印

心 情 等 記 述 書

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 保護観察所長 殿

氏名又は名称 _____ 印

住 所 _____

（被害者本人でない場合）被害者の氏名 _____

被害者との関係 _____

加害者 _____ による被害に関する心情，私の置かれている状況又は加害者の生活や行動に関する意見は，以下のとおりです。

（注意事項）

- 1 内容等を確認するため，この記述書に関してお問い合わせをすることがあります。あらかじめ御承知おきください。
- 2 この用紙に書ききれない場合は，適宜用紙を付け足していただいて差し支えありません。
- 3 加害者には，保護観察官がこの書面を朗読することにより，あなたの心情等を伝達します。
- 4 更生保護法第 6 5 条第 1 項ただし書の規定により，この書面に記載いただいた内容の一部又は全部を伝達しないことがあります。

心 情 等 聴 取 通 知 書

年 月 日

様

保 護 観 察 所 長

あなたから 年 月 日に心情等伝達申出のあった加害者に係る被害に関する心情等の聴取を，下記のとおり行いますので，通知します。
なお，日程変更等を希望される場合には，下記の連絡先まで早急に御連絡ください。

- 1 実施する日時 年 月 日（ ） 時 分から
- 2 実施する場所
- 3 参考事項

（連絡先） 保護観察所

被害者担当
電話番号
所在地

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領

- 「3 参考事項」欄には，来庁される際は，この通知書のほか，印章及び身分証明書を持参していただきたい旨を記載すること。
- 書面により聴取することとした場合は，心情等記述書の用紙を添付し，上記1～3に代えて以下の内容を記載すること。
 - 別添の心情等記述書（様式第57号）に記入の上， 年 月 日まで（必着）に，下記の連絡先あてに郵送してください。
 - 上記の期限までに心情等記述書を郵送されなかった場合，心情等を聴取することができない場合があります。
 - 内容等を確認するため，郵送していただいた心情等記述書についてお問い合わせをすることがありますので，あらかじめ御承知おきください。

心情等の聴取をしない旨の通知書

年 月 日

様

保護観察所長

あなたから 年 月 日に心情等伝達申出のあった加害者に係る被害に関する心情等については、更生保護法第65条第1項ただし書の規定により、聴取しないこととしましたので、通知します。

（連絡先） 保護観察所

被害者担当

電話番号

所在地

心 情 等 伝 達 結 果 通 知 書

年 月 日

様

保 護 観 察 所 長

先に聴取したあなたの心情等について，その伝達結果を下記のとおり通知します。

1 加害者の氏名

2 伝達の結果

先に聴取したあなたの心情等については，

☐伝達しました。

伝達した日 年 月 日

☐伝達しませんでした。

（更生保護法第65条第1項ただし書に該当）

3 参考事項

（注意） 事例に応じ該当する□にレ印を付すなどすること。

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領 一部のみ伝達したときは，「☐伝達しました。」の□にレ印を付し，伝達した内容を記載等すること。

警告書

年 月 日

殿

保護観察所長

あなたは，保護観察中に守らなければならない事項（遵守事項）のうち，以下のものを守りませんでした。

一般遵守事項

「

」

特別遵守事項

「

」

今後は遵守事項を守るよう警告します。

この警告を受けたにもかかわらず，上記の遵守事項を守らず，その程度が重い場合は，家庭裁判所に対し，少年院，児童自立支援施設又は児童養護施設送致の決定を申請することがあります。この申請を行った場合，家庭裁判所の審判により，これらの施設に送致されることがあります。

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領 遵守しなかった遵守事項が複数あるときも，単独の警告書に当該遵守事項のすべてを列記すること。また，遵守しなかった遵守事項が，更生保護法第50条第1項第1号の一般遵守事項であるときは，当該事項を記載するとともに，遵守しなかったことの具体的内容を付記すること。

施 設 送 致 申 請 書

年 月 日

家庭裁判所 支部 殿

保 護 観 察 所 長

次の者について，更生保護法第 6 7 条第 2 項の規定に該当する事由があると認められるので，少年法第 2 6 条の 4 第 1 項の決定を申請します。

1 保護観察処分少年の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 保護者の氏名等

氏名・年齢 (歳)
住 居
職 業

3 保護処分

決定裁判所 家庭裁判所 支部
決定の日 年 月 日

4 警告に関する事項

(1) 警告を発した年月日 年 月 日

(2) 警告に係る遵守事項の内容

(3) 警告を発した理由

(氏名)

5 施設送致申請の理由

(1) なお遵守すべき事項を遵守せず、その程度が重いと認める理由

(2) 保護観察によっては本人の改善更生を図ることができないと認める理由

6 必要とする保護処分の種類及び収容期間

7 参考事項

(注意) 「6 必要とする保護処分の種類及び収容期間」欄の必要とする収容期間は、保護観察処分少年が20歳以上である場合に記載すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

通 告 書

年 月 日

家庭裁判所 支部 殿

保 護 観 察 所 長

次の者は，少年法第24条第1項第1号の保護処分により，当保護観察所において保護観察中のところ，新たに同法第3条第1項第3号に掲げる事由があると認められるので，更生保護法第68条第1項の規定により通告します。

1 保護観察処分少年の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 保護者の氏名等

氏名・年齢 (歳)
住 居
職 業

3 保護処分

決定裁判所 家庭裁判所 支部
決定の日 年 月 日

4 通告の理由

5 必要とする保護処分の種類及びその期間

6 参考事項

（注意） 「5 必要とする保護処分の種類及びその期間」欄の必要とする保護処分の期間は，保護観察処分少年が20歳以上である場合に記載すること。

保 護 観 察 解 除 通 知 書

年 月 日

殿

保 護 観 察 所 長

あなたに対する保護観察（ 年 月 日 家庭裁判所
支部決定）は, 年 月 日解除したので, 通知します。

保護観察一時解除通知書

年 月 日

殿

保護観察所長

あなたに対する保護観察（ 年 月 日 家庭裁判所 支部決定）を，下記のとおり一時解除しましたので，通知します。

- 1 一時解除をした日 年 月 日
- 2 一時解除の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 一時解除の期間中遵守すべき事項
 - (1) 再び犯罪をすることがないように，又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
 - (2) 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは，これに応じ，面接を受けること。
 - (3) 届け出た住居（転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居）に居住すること。
 - (4) 転居をするときは，あらかじめ，保護観察所の長の許可を受けること。
- 4 備考
 - (1) 特別遵守事項及び生活行動指針は，保護観察の一時解除により取り消されたものとみなされます。
 - (2)

（注意事項）

- 1 一時解除の期間中に担当の保護観察官や保護司があなたの生活状況を調査することがあります。
- 2 保護観察の一時解除期間中であっても，出頭の命令があったときは，その命令に応じる必要があります。
- 3 上記の遵守事項を遵守しなかったと認められると，一時解除が取り消され保護観察が再開されます。
- 4 相談したいことなどがあれば，担当の保護観察官や保護司に相談してください。

（用紙 日本工業規格 A 4）

保護観察一時解除取消通知書

年 月 日

殿

保護観察所長

あなたについて，再び保護観察を実施する必要があると認められるので，保護観察の一時解除を下記のとおり取り消し，再び保護観察を実施することとしたので，通知します。

1 一時解除を取り消した日 年 月 日

2 備考

(1) 一時解除をした日 年 月 日

(2)

戻し収容申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者について、戻し収容の申請の措置をとられたく申出をします。

1 少年院仮退院者の氏名等

氏 名 (年 月 日生) ,
本 籍
住 居
職 業

2 保護者の氏名等

氏名・年齢 (歳)
住 居
職 業

3 保護処分

決定裁判所 家庭裁判所 支部
決定の日 年 月 日

4 少年院からの仮退院に関する事項

決定委員会 地方更生保護委員会
決定の日 年 月 日
仮退院の日 年 月 日
仮退院施設

5 申出の理由

(1) 遵守事項を遵守しなかった事実

(2) 少年院に戻して処遇を行うことが必要かつ相当と認める理由

(3) 少年院法第 1 1 条第 5 項に規定する事由に該当すると認める理由

6 必要とする収容期間

7 参考事項

- (1) 引致の有無 有・無
(2) 引致した年月日時 年 月 日 午 時 分
(3) 引致した場所
(4) 留置の要否 要・否
(5) 留置する施設に関する意見
(6) 適当と認められる留置通知先（氏名、続柄、住所）
(7)

(注意) 1 少年院仮退院者が施設に収容されているときは、その施設名を「1 少年院仮退院者の氏名等」の「住居」欄に付記すること。

2 「6 必要とする収容期間」欄は、以下の場合に記載すること。

(1) 少年院仮退院者が 2 0 歳以上である場合

(2) 少年院仮退院者が 2 0 歳に満たない場合であっても、2 0 歳を超えて少年院に収容するのを相当と認める場合

引致した旨の通知書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

先に審理が開始された次の者について、下記のとおり引致したので、通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 審理に関する事項

審理が開始された日 年 月 日
開始された審理

3 引致に関する事項

引致した年月日時 年 月 日 午 時 分
引致した場所
留置の要否 要・否
留置する施設に関する意見
適当と認められる留置通知先（氏名・続柄・住所）

4 参考事項

（注意） 事例に応じ不要の文字を削ること。

戻 し 収 容 申 請 書

年 月 日

家庭裁判所 支部 殿

地方更生保護委員会

次の者について，更生保護法第 7 1 条の規定により，少年院に戻して収容する旨の決定の申請をします。

1 少年院仮退院者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 保護者の氏名等

氏名・年齢 (歳)
住 居
職 業

3 保護処分

決定裁判所 家庭裁判所 支部
決定の日 年 月 日

4 少年院からの仮退院に関する事項

決定委員会 地方更生保護委員会
仮退院の日 年 月 日
仮退院施設

(氏名)

5 申請の理由

(1) 遵守事項を遵守しなかった事実

(2) 少年院に戻して処遇を行うことが必要かつ相当と認める理由

(3) 少年院法第11条第5項に規定する事由に該当すると認める理由

6 必要とする収容期間

7 参考事項

(注意) 1 少年院仮退院者が施設に収容されているときは、その施設名を「1 少年院仮退院者の氏名等」の「住居」欄に付記すること。

2 少年院仮退院者が23歳未満である場合は、「5 申請の理由」欄の(3)を削ること。

3 「6 必要とする収容期間」欄は、以下の場合に記載すること。

(1) 少年院仮退院者が20歳以上である場合

(2) 少年院仮退院者が20歳に満たない場合であっても、20歳を超えて少年院に収容するのを相当と認める場合

(用紙 日本工業規格A4)

留置中の者の戻し収容の申請についての通知書

年 月 日

（刑事施設又は少年鑑別所の長） 殿

地方更生保護委員会

当地方委員会は、貴施設に留置中の次の者に対し、下記のとおり戻し収容の申請をしたので、通知します。

- 1 氏 名 (年 月 日生)
- 2 留置することとした日 年 月 日
- 3 戻し収容申請の日 年 月 日
- 4 戻し収容の申請先裁判所 家庭裁判所 支部
- 5 参考事項

審理開始・留置通知書（甲）

年 月 日

殿

地方更生保護委員会
保護観察所長

下記のとおり、あなたに対する 戻し収容の申請・仮釈放の取消しの決定・
刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき旨の申出・婦人補導院からの仮退院の取
消しの決定 をするか否かに関する審理を開始し、 留置する・留置しない
こととしたので、通知します。

1 審理を開始した日 年 月 日

2 留置に関する事項

☐留置する

留置する旨を判断した年月日時

年 月 日 午 時 分

留置する施設

☐留置しない

3 備考

引致の年月日時 年 月 日 午 時 分

（注意） 事例に応じ不要の文字を削り、該当する□にレ印を付すなどすること。

留置嘱託書

年 月 日

保護観察所長 殿

地方更生保護委員会

次の者について、下記のとおり留置を嘱託します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍

2 審理の開始に関する事項

審理を開始した日 年 月 日
開始した審理

- ☐ 戻し収容の申請をするか否かに関する審理
☐ 仮釈放の取消しの決定をするか否かに関する審理
☐ 婦人補導院からの仮退院の取消しの決定をするか否かに関する審理

3 嘱託する留置に関する事項

留置する旨の判断をした年月日時 年 月 日 午 時 分
留置する施設

4 参考事項

（注意） 事例に応じ該当する□にレ印を付すなどすること。

留置についての通知書

年 月 日

殿

地方更生保護委員会
保護観察所長

次の者について、下記のとおり 留置・留置する施設を変更 したので、通知します。

1 氏 名 (年 月 日生)

2 留置した日又は留置する施設を変更することとした日
年 月 日

3 留置している施設

4 留置の理由又は留置する施設を変更することとした理由

5 参考事項

(注意) 1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 留置する施設を変更した場合には、「3 留置している施設」欄に、変更後の留置する施設名を記載すること。

留置する施設の変更指揮書

年 月 日

（刑事施設，少年鑑別所又は婦人補導院の長） 殿

地方更生保護委員会
保護観察所長

貴施設に留置中の次の者について，留置する施設を下記のとおり変更したので，速やかに移送されたい。

1 氏 名 (年 月 日生)

2 本 籍

3 留置することとした日 年 月 日

4 変更後の留置する施設

5 変更の理由

留置する施設の変更通知書

年 月 日

裁判所 支部 殿
検察庁 支部検察官 殿

地方更生保護委員会
保護観察所長

先に 戻し収容の申請・刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出・審理開始・留置通知書（乙）により通知 をした次の者について、下記のとおり留置する施設を変更することとしたので、通知します。

- 1 氏 名 (年 月 日生)
- 2 本 籍
- 3 留置することとした日 年 月 日
- 4 留置する施設の変更指揮の日 年 月 日
- 5 変更前の留置する施設
- 6 変更後の留置する施設
- 7 変更の理由
- 8 参考事項

（注意） 事例に応じ不要の文字を削ること。

釈放指揮書

年 月 日

（刑事施設，少年鑑別所又は婦人補導院の長） 殿

地方更生保護委員会
保護観察所長

貴施設に留置中の次の者を，下記の理由により即時釈放されたい。

- 1 氏 名 (年 月 日生)
- 2 本 籍
- 3 留置することとした日 年 月 日
- 4 釈放の理由

留置終了通知書（甲）

年 月 日

地方更生保護委員会 殿
保護観察所長 殿
（ 支部）

（刑事施設，少年鑑別所又は婦人補導院の長）

当施設に留置していた次の者について，下記のとおり留置が終了したので，通知します。

- 1 氏 名 (年 月 日生)
- 2 留置した日 年 月 日
- 3 留置終了の日 年 月 日
- 4 留置日数 日間
- 5 留置終了後の住居
- 6 参考事項

（注意）1 留置期間中に留置する施設を変更した場合，「2 留置した日」欄には，引致に引き続いて留置を開始した日を記載すること。

2 「5 留置終了後の住居」欄には，釈放後の住居又は収容されている施設名を記載すること。

少年院仮退院者の退院申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者について、退院を許されたく申出をします。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 審判に関する事項

非 行 名
決定裁判所 家庭裁判所 支部
決定の日 年 月 日

3 少年院からの仮退院に関する事項

決定委員会 地方更生保護委員会
決定の日 年 月 日
仮退院の日 年 月 日
仮退院施設

4 申出の理由

(1) 性格、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等

(2) 保護観察を継続しなくとも、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、確実に改善更生することができると認める理由

(3) 少年院法第11条第5項に規定する事由に該当しなくなったと認める理由

5 参考事項

(注意) 少年院仮退院者が23歳を超えていない場合には、「4 申出の理由」欄の(3)を削ること。

仮釈放取消申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者について，仮釈放の取消しの措置をとられたく申出をします。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年 月
刑期起算日	年 月 日	

3 仮釈放に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮釈放の日	年 月 日
仮釈放施設	
仮釈放期間満了日	年 月 日

4 申出の理由

(1) 遵守事項を遵守しなかった事実

(2) 保護観察の実施状況等

5 参考事項

- (1) 引致の有無 有・無
(2) 引致した年月日時 年 月 日 午 時 分
(3) 引致した場所
(4) 留置の要否 要・否
(5) 留置する施設に関する意見
(6) 適当と認められる留置通知先（氏名・続柄・住所）
(7)

(注意) 1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 仮釈放者が施設に収容されている場合には，その施設名を「1 氏名等」の「住居」欄に付記すること。

3 保護観察停止中の者を引致した場合には，「3 仮釈放に関する事項」の「仮釈放期間満了日」欄に停止解除後の仮釈放期間満了日を記載し，「5 参考事項」欄に停止期間日数を記載すること。

4 検察庁から再犯通知を受理した場合には，通知をした検察庁名を「5 参考事項」欄に記載すること。

仮釈放取消事由通知書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者について，刑法第29条第1項 第1号・第2号・第3号 に該当する事由があると認めたので，通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年 月
刑期起算日	年 月 日	

3 仮釈放に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮釈放の日	年 月 日
仮釈放施設	
仮釈放期間満了日	年 月 日

4 刑法第29条第1項第1号・第2号・第3号に該当する具体的事由

5 保護観察の経過

6 仮釈放の取消しに関する意見

7 参考事項

（注意）1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 仮釈放者が施設に収容されている場合には，その施設名を「1 氏名等」の「住居」欄に付記すること。

3 検察庁から再犯通知を受理した場合は，通知をした検察庁名を「7 参考事項」欄に記載すること。

留 置 終 了 通 知 書（乙）

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿
（矯正施設の長） 殿

地方更生保護委員会

更生保護法第 7 6 条・売春防止法第 2 7 条 の規定により留置していた次の者について、
下記のとおり留置が終了したので、留置日数等を通知します。

1 氏 名 等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮 年 月	
通 算	法定 日, 裁定 日	

3 仮釈放・婦人補導院からの仮退院に関する事項

執行済期間 年 月 日
決定委員会 地方更生保護委員会
仮釈放・仮退院施設
仮釈放・仮退院の日 年 月 日

4 留置等に関する事項

引致の日 年 月 日
留置することとした日 年 月 日
留置期間 年 月 日から 年 月 日まで
留置日数 日間
釈放事由 ☐留置期間終了 ☐仮釈放を取り消さないこととしたこと
☐婦人補導院からの仮退院を取り消さないこととしたこと
☐留置の必要がないと認めたこと

留置していた施設
留置終了後の住居

5 参考事項

- (1) 仮釈放の取消しの申出がなされた日
(2)

(注意) 1 事例に応じ不要の文字を削り、該当する□にレ印を付すなどすること。

2 「3 仮釈放・婦人補導院からの仮退院に関する事項」については、「仮釈放」又は「婦人補導院からの仮退院」のいずれかの文字を、「仮釈放・仮退院施設」及び「仮釈放・仮退院の日」については、「仮釈放」又は「仮退院」のいずれかの文字を、事例に応じ削ること。

3 「4 留置等に関する事項」の「留置終了後の住居」欄には、釈放後の住居又は収容されている施設名を記載すること。

仮釈放取消等決定通知書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿
(矯正施設の長) 殿

地方更生保護委員会

次の者について、 仮釈放・婦人補導院からの仮退院 の取消しの決定をしたので、通知
します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍

2 裁判に関する事項

(1) 仮釈放対象刑・婦人補導院からの仮退院対象処分に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮 年 月	年間執行猶予（付補導処分）
通 算	法定 日, 裁定 日	
刑期起算日	年 月 日	

(2) 仮釈放対象刑の執行順序変更に関する事項

執行済日数 年 月 日

3 仮釈放・婦人補導院からの仮退院に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮釈放・仮退院施設	
仮釈放・仮退院の日	年 月 日
仮釈放・仮退院時の仮釈放・仮退院期間満了日	年 月 日

4 仮釈放の取消し等に関する事項

決定の日	年 月 日
効力発生日	年 月 日

5 留置等に関する事項

(1) 留置期間及び留置日数	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
(2) 算入の日数及び算入の事由	年 月 日から 年 月 日まで (日間)

6 保護観察停止に関する事項

(1) 保護観察停止の日（効力発生日）	年 月 日
(2) 保護観察停止の解除の日 (停止期間)	年 月 日 (年 月 日)
(3) 停止解除後の仮釈放期間満了日	年 月 日

7 参考事項

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。

記載要領

- 1 「仮釈放（対象刑）」と「（婦人補導院からの）仮退院（対象処分）」が併記された箇所については、事例に応じいずれか不要の文字を削ること。
- 2 仮釈放対象刑について刑の執行順序変更がある場合には、「2 裁判に関する事項」の「(1) 仮釈放対象刑・婦人補導院からの仮退院対象処分に関する事項」のうち、「刑期起算日」欄には、執行順序変更後の刑期起算日を記載するとともに、「(2) 仮釈放対象刑の執行順序変更に関する事項」の「執行済日数」欄について、身上変動通知書等の記載を参照し、その有無を確かめた上で記載すること。
- 3 婦人補導院からの仮退院の取消しの決定を通知する場合には、「2 裁判に関する事項」の「(1) 仮釈放対象刑・婦人補導院からの仮退院対象処分に関する事項」のうち、「刑期起算日」欄には収容した日を記載するものとし、「通算」欄及び「執行済日数」欄の記載は要しない。また、「7 参考事項」欄には住居又は収容されている施設名を記載すること。
- 4 「5 留置等に関する事項」の「(1) 留置期間及び留置日数」には、仮釈放取消決定があった場合に、刑期に算入すべき留置の期間及び日数を記載すること。一度留置し、釈放した仮釈放者についてその後に仮釈放の取消しを決定したような場合にも、その留置の日数は刑期に算入されるので、脱漏のないよう必ず記載すること。
- 5 「5 留置等に関する事項」の「(2) 算入の日数及び算入の事由」には、婦人補導院からの仮退院の取消決定があった場合に、当該仮退院取消しにより執行すべき残存期間に算入すべき下記の日数を各事由別に記載すること。
 - (1) 仮退院期間中の留置日数（売春防止法第27条第3項）
 - (2) 仮退院期間中に他の補導処分が執行された者については、その執行の期間及び日数（売春防止法第23条により執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるもの、すなわち、収容状（売春防止法第22条第5項）、再収容状（売春防止法第27条第6項）、連戻収容状（婦人補導院法第16条第3項）により身体の拘束を受けた日数を含む。）
 - (3) 仮退院取消しの対象となった補導処分に付する旨の裁判後、その執行前に他の補導処分に付する裁判が確定し、その処分について執行が行われていたことが新たに判明したときはその執行の期間及び日数
- 6 上記5の(2)及び(3)については、婦人補導院又は本籍地を管轄する地方検察庁に照会して、これを確かめた上で記載すること。

受領書(乙)

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

(矯正施設の長)

次の者に関する下記の決定書の謄本を受領しました。

1 氏 名 (年 月 日生)

2 受領した決定書の謄本の種類

- ☐ 仮釈放の取消しの決定書の謄本
- ☐ 保護観察の停止の解除の決定書の謄本
- ☐ 保護観察の停止の取消しの決定書の謄本
- ☐ 仮解除取消しの決定書の謄本
- ☐ 婦人補導院からの仮退院の取消しの決定書の謄本

3 受領した日 年 月 日

(注意) 事例に応じ該当する□にレ印を付すなどすること。

収 容 依 頼 書

年 月 日

検 察 庁 支 部 検 察 官 殿

地方更生保護委員会

次の者について、仮釈放の取消しの決定をしたので、速やかに残刑の執行に関する手続をとられたく通知します。

1 氏 名 等

氏 名

本 籍

住 居

(年 月 日生)

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所

言渡しの日

確定の日

罪 名

刑名・刑期

通 算

執行済日数

刑期起算日

裁判所

年 月 日

年 月 日

懲役・禁錮 年 月

法定 日, 裁定 日

年 月 日

年 月 日

支部

3 仮釈放に関する事項

決定委員会

決定の日

仮釈放施設

仮釈放の日

仮釈放期間満了日

地方更生保護委員会

年 月 日

年 月 日

年 月 日

4 仮釈放の取消しの決定の日

年 月 日

5 参考事項

(1) 保護観察停止の日（効力発生日）

年 月 日

(2) 保護観察停止の解除の日

年 月 日

(停止期間)

(年 月 日)

(3) 停止解除後の仮釈放期間満了日

年 月 日

(4) 留置期間及び留置日数

年 月 日から

(日間)

年 月 日まで

(5) 職 業

(6)

（注意） 仮釈放の取消しの決定書の謄本 2 通を添付すること。

保 護 観 察 停 止 申 出 書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保 護 観 察 所 長

次の者について、保護観察の停止の措置をとられたく申出をします。

1 氏 名 等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
居住すべき住居

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年 月
刑期起算日	年 月 日	

3 仮釈放に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮釈放施設	
仮釈放の日	年 月 日
仮釈放期間満了日	年 月 日

4 仮釈放者が居住すべき住居に居住していない状況

5 参考事項

（用紙 日本工業規格 A 4）

記載要領 「4 仮釈放者が居住すべき住居に居住していない状況」欄には、仮釈放者が居住すべき住居に居住していない状況のほか、その所在を調査した状況についても具体的に記載すること。

保護観察停止等決定通知書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿
(矯正施設の長) 殿

地方更生保護委員会

次の者について、保護観察の停止・保護観察の停止を解く旨・保護観察の停止の取消しの決定をしたので、通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮 年 月	
通 算	法定 日, 裁定 日	
執行済日数	年 月 日	
刑期起算日	年 月 日	

3 仮釈放に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮釈放施設	
仮釈放の日	年 月 日
仮釈放時の仮釈放期間満了日	年 月 日

4 保護観察の停止に関する事項

決定の日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
停止解除（取消し）の決定の日	年 月 日
停止解除（取消し）の効力発生日	年 月 日

5 参考事項

(1) 停止解除後の仮釈放期間満了日	年 月 日
(2) 停止期間日数	年 月 日
(3)	

(注意) 1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 保護観察の停止の決定を通知する場合には、「1 氏名等」の「住居」欄に居住すべき住居を記載すること。

3 保護観察の停止の決定及び保護観察の停止の取消しの決定を通知する場合には、「2 裁判に関する事項」の「通算」欄は記載を要しない。

4 「5 参考事項」の(1)及び(2)の欄は、保護観察の停止の解除の決定を通知する場合に記載すること。

所 在 判 明 通 知 書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保 護 観 察 所 長

次の者の所在が判明したので、通知します。

1 氏 名 等

氏 名 (年 月 日生)

本 籍

居住すべき住居

2 仮釈放に関する事項

決定委員会

地方更生保護委員会

決定の日

年 月 日

仮釈放施設

仮釈放の日

年 月 日

3 保護観察の停止に関する事項

決定委員会

地方更生保護委員会

決定の日

年 月 日

効力発生日

年 月 日

4 仮釈放者の所在の判明に関する事項

所 在 地

判明の日 年 月 日

判明の経緯

5 今後の措置についての意見

6 参考事項

（用紙 日本工業規格 A 4）

記載要領 通知をする保護観察所の長が、仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の長でない場合には、当該仮釈放者の保護観察をつかさどる保護観察所の名称を「6 参考事項」欄に記載すること。

保護観察停止解除通知書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿
(刑事施設又は少年院の長) 殿
地方更生保護委員会 殿
保護観察所長 (支部) 殿

地方更生保護委員会
保護観察所長

保護観察を停止されている次の者が引致され、更生保護法第 77 条第 4 項の規定により保護観察の停止が解かれたので、通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮 年 月	
通 算	法定 日, 裁定 日	
執行済日数	年 月 日	
刑期起算日	年 月 日	

3 仮釈放に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮釈放施設	
仮釈放の日	年 月 日
仮釈放時の仮釈放期間満了日	年 月 日

4 保護観察の停止に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
効力発生日	年 月 日

5 引致に関する事項

引致した日	年 月 日
引致した庁	地方更生保護委員会・保護観察所

6 参考事項

(1) 停止解除後の仮釈放期間満了日	年 月 日
(2) 停止期間日数	年 月 日
(3)	

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。

保護観察停止取消事由通知書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保 護 観 察 所 長

先に保護観察の停止の決定がなされた次の者について、その停止の理由がなかったことが明らかになったので、通知します。

1 氏 名 等

氏 名 (年 月 日生)

本 籍

居住すべき住居

2 保護観察の停止に関する事項

決定の日 年 月 日

効力発生日 年 月 日

3 保護観察の停止を取り消すべき事由

4 参考事項

仮釈放者の不定期刑終了申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者について、刑の執行を受け終わったものとされたく申出をします。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	家庭裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年 月以上 年 月以下
刑期終了日	年 月 日	

3 仮釈放に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮釈放施設	
仮釈放の日	年 月 日

4 申出の理由

(1) 性格、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等

(2) 保護観察を継続しなくとも、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、確実に改善更生することができると認める理由

5 参考事項

不定期刑終了決定通知書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿
(刑事施設又は少年院の長) 殿
市区町村長 殿

地方更生保護委員会

次の者について、不定期刑の執行を受け終わったものとする旨の決定をしたので、通知します。

1 氏 名 等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年 月以上 年 月以下

3 仮釈放に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮釈放施設	
仮釈放の日	年 月 日

4 不定期刑の執行を受け終わったものとする旨の決定に関する事項

決定の日	年 月 日
効力発生日	年 月 日

5 参考事項

仮釈放等期間満了通知書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿
市区町村長 殿

保護観察所長

次の者の 仮釈放・婦人補導院からの仮退院 の期間が満了したので、通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮 年 月	

3 仮釈放・婦人補導院からの仮退院に関する事項

仮釈放・仮退院施設
仮釈放・仮退院の日 年 月 日
仮釈放・仮退院期間満了日 年 月 日

4 参考事項

（注意）1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 「3 仮釈放・婦人補導院からの仮退院に関する事項」については、「仮釈放」又は「婦人補導院からの仮退院」のいずれかの文字を、「仮釈放・仮退院施設」、「仮釈放・仮退院の日」及び「仮釈放・仮退院期間満了日」については、「仮釈放」又は「仮退院」のいずれかの文字を、事例に応じ削ること。

3 仮釈放の対象刑が複数ある場合には、各刑について作成の上、その都度通知すること。

死亡通知書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿
地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者は、当庁で保護観察中のところ、死亡したので、通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年 月

年間刑執行猶予（保護観察付・付補導処分）

3 仮釈放・婦人補導院からの仮退院に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮釈放・仮退院施設	
仮釈放・仮退院の日	年 月 日

4 死亡の日及び場所

年 月 日

5 参考事項

- (1) 保護観察停止の日（効力発生日） 年 月 日
(地方更生保護委員会決定)
(2)

(注意) 1 事例に応じ不要の文字を削ること。

- 2 「3 仮釈放・婦人補導院からの仮退院に関する事項」については、「仮釈放」又は「婦人補導院からの仮退院」のいずれかの文字を、「仮釈放・仮退院施設」及び「仮釈放・仮退院の日」については、「仮釈放」又は「仮退院」のいずれかの文字を、事例に応じ削ること。

刑の執行猶予の言渡しの取消申出書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿

保護観察所長

次の者について，刑法第26条の2第2号の規定により，刑の執行猶予の言渡しを取り消すべきものと認めますので，更生保護法第79条の規定により申出をします。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年間刑執行猶予保護観察付

3 申出の理由

- (1) 遵守事項を遵守しなかった事実
- (2) 保護観察の実施状況等
- (3) 遵守事項を遵守しなかったことの情状が重いと認める理由

4 参考事項

（注意） 保護観察付執行猶予者が施設に収容されている場合には，その施設名を「1 氏名等」の「住居」欄に付記すること。

留置期間の延長通知書

年 月 日

（刑事施設又は少年鑑別所の長） 殿

保護観察所長

貴施設に留置中の次の者に対し、下記のとおり裁判所において留置期間を延長する決定がなされたので、通知します。

1 氏 名 (年 月 日生)

2 留置することとした日 年 月 日

3 留置期間の延長に関する事項

決定裁判所

裁判所

支部

決定の日

年

月

日

延長期間

年

月

日から

年

月

日まで（日間）

4 参考事項

留置終了通知書（丙）

年 月 日

裁判所 支部 殿
検察庁 支部検察官 殿

保護観察所長

更生保護法第80条の規定により留置していた次の者について、下記のとおり留置が終了したので、留置日数等を通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮 年 月	年間刑執行猶予保護観察付
通 算	法定 日, 裁定 日	

3 留置等に関する事項

刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出をした日	年 月 日
刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求がなされた日	年 月 日
引致の日	年 月 日
留置することとした日	年 月 日
留置期間	年 月 日から 年 月 日まで
留置日数	日間

釈放事由 ☐ 留置期間終了 ☐ 刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出をしないこととしたこと ☐ 刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出をした者について検察官から留置の必要がない旨又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求をしない旨の通知を受けたこと ☐ 刑の執行猶予の言渡しの取消の請求がなされた者について裁判所から留置の必要がない旨の通知を受けたこと ☐ 留置の必要がないと認めたこと

留置していた施設

留置終了後の住居

4 参考事項

（注意）1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 「3 留置等に関する事項」の「留置終了後の住居」欄には、釈放後の住居又は収容されている施設名を記載すること。

仮解除申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者について、保護観察を仮に解除されたく申出をします。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年 月 年間刑執行猶予保護観察付

3 申出の理由

(1) 性格、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、保護観察の実施状況等

(2) 保護観察を仮に解除しても、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認める理由

4 参考事項

仮解除期間における遵守事項通知書

年 月 日

殿

保護観察所長

あなたに対する保護観察は、仮に解除されました。仮解除の期間中の遵守事項は次のとおりですので、通知します。

1 仮解除の期間中遵守すべき事項

- (1) 再び犯罪をすることがないように、健全な生活態度を保持すること。
- (2) 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
- (3) 届け出た住居（転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居）に居住すること。
- (4) 転居をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

2 備考

- (1) 特別遵守事項及び生活行動指針は、保護観察の仮解除の決定により取り消されたものとみなされます。
- (2)

（注意事項）

- 1 仮解除の期間中に担当の保護観察官や保護司があなたの生活状況を調査することがあります。
- 2 仮解除の期間中であっても、出頭の命令があったときは、その命令に応じる必要があります。
- 3 仮解除の期間中であっても、再び保護観察を実施する必要があると認められると、保護観察の仮解除が取り消され、再び保護観察が実施されます。
- 4 相談したいことなどがあれば、担当の保護観察官や保護司に相談してください。

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領 事例に応じ不要の文字を削ること。

仮解除等決定通知書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿

地方更生保護委員会

次の者について、保護観察の仮解除・保護観察の仮解除取消し を決定したので、通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期 懲役・禁錮	年 月	年間刑執行猶予保護観察付

3 仮解除に関する事項

決定の日	年 月 日
効力発生日	年 月 日

4 仮解除取消しに関する事項

決定の日	年 月 日
効力発生日	年 月 日

5 参考事項

（注意）1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 仮解除取消しの決定を通知する場合において、保護観察付執行猶予者が施設に収容されているときは、その施設名を「1 氏名等」の「住居」欄に付記すること。

3 仮解除の決定を通知する場合には、「4 仮解除取消しに関する事項」欄は記載を要しない。

4 仮解除の決定を通知する場合において、本刑について2回目以上の仮解除であるときは、「5 参考事項」欄にその旨を記載すること。

仮解除取消申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

保護観察の仮解除中の次の者について、その行状にかんがみ、再び保護観察を実施する必要があると認めますので、保護観察の仮解除取消しの申出をします。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 仮解除の決定の日 年 月 日

3 再び保護観察を実施する必要があると認める理由

4 参考事項

婦人補導院からの仮退院取消申出書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者について，婦人補導院からの仮退院の取消しの措置をとられたく申出をします。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居
職 業

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年間執行猶予（付補導処分）
収容した日	年 月 日	

3 婦人補導院からの仮退院に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮退院の日	年 月 日
仮退院施設	婦人補導院
収容すべき期間の終了日	年 月 日

4 申出の理由

(1) 遵守事項を遵守しなかった事実

(2) 保護観察の実施状況等

(3) 再び婦人補導院に収容して処遇を行うことが必要かつ相当と認める理由

5 参考事項

- (1) 引致の有無 有・無
(2) 引致した年月日時 年 月 日 午 時 分
(3) 引致した場所
(4) 留置の要否 要・否
(5) 留置する施設に関する意見
(6) 適当と認められる留置通知先（氏名，続柄，住所）
(7)

（注意）1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 婦人補導院仮退院者が施設に収容されている場合には，その施設名を「1 氏名等」の「住居」欄に付記すること。

3 検察庁から再犯通知を受理した場合には，通知した検察庁名を「5 参考事項」欄に記載すること。

審理開始・留置通知書（乙）

… 年 月 日

地方検察庁 支部検察官 殿

地方更生保護委員会

次の者について、婦人補導院からの仮退院の取消しの決定をするか否かに関する審理を開始し、下記のとおり留置することとしたので、通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年間刑執行猶予（付補導処分）
収容した日	年 月 日	
収容すべき期間の終了日	年 月 日	

3 婦人補導院からの仮退院に関する事項

決定委員会	地方更生保護委員会
決定の日	年 月 日
仮退院施設	
仮退院の日	年 月 日

4 審理の開始及び留置に関する事項

審理を開始した日	年 月 日
留置することとした日	年 月 日
留置する施設	

5 参考事項

（注意） 留置する施設の変更に伴い通知するときは、「4 審理の開始及び留置に関する事項」の留置する施設欄には変更後の留置する施設名を記載し、「5 参考事項」欄に留置する施設の変更の指揮をした日を記載すること。

生活環境調整状況通知書

年 月 日

（矯正施設の長）殿
地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者の生活環境の調整の状況について、下記のとおり通知します。

- 生活環境の調整の報告に基づく意見 帰住可・帰住不可・調整継続
- 今後に残された問題点及び調整の方針
- 特別遵守事項に関する意見
- 連絡事項・参考事項（前回の保護観察の概要等）

生活環境調整報告書（甲）

氏 名		(年 月 日生)			
帰 住 予 定 地 の 状 況 等	帰住予定地	電話 ()			
	住 所	□帰住予定地に同じ □下記のとおり 電話 ()			
	氏名等	年齢 () 続柄 () 職業等 ()			
	特記事項 (知人等の場合には その具体的関係)				
	引受けの 意 思	1 進んで引き受ける 4 引き受けない 2 引き受ける 5 未定 3 仕方なく引き受ける		(理由)	
	調整時の 引受人の 態 度 等				
	釈放時の 出 迎 え	1 行く (出迎人の氏名・続柄) 2 行かない } (理由) 3 未 定			
	住居の状況	1 一戸建 (□借家) 2 マンション・アパート (□賃貸) 3 その他 ()	広さ (室数)	地域 環境	住宅地・商店街・工場地帯・ 農漁山村・歓楽街 その他 ()
生計の状況	富裕・普通・貧困 ()				

(用紙 日本工業規格A4)

		(氏 名)				
続柄	氏 名	年齢	職 業 等	特記事項		
帰 住 予 定 地 の 状 況 等	帰住予定地等に居住する家族等の状況 (引受人が帰住予定地に居住していない場合は、帰住予定地に居住している家族等と、引受人と同居している家族等を区分して記載すること。)					
	対象者に対する上記家族等の感情					
	近 隣 の 風 評 等					
関係人(引受人・家族を除く。)の特記事項						
対象者の施設収容前の生活状況及び交友関係				対象者の心身の状況		
釈放後の就業先又は通学先の状況、生計の見込み						
帰住に当たっての問題点、調整した事項及び今後の調整の方針						
他に適当と思われる帰住予定地・引受人及びその理由	住所氏名理由	電話 () 年齢 () 続柄 () 職業等 ()				
引受人等から聴取した被害弁償・謝罪の状況、被害者等の心身の状況、生活状況及び被害に関する心情						
参考事項						
年 月 日		(生活環境調整担当保護司)		住所氏名	印	
調整のために帰住予定地へ出向いた回数		回	帰住予定地と生活環境調整担当保護司宅との距離 km			
※生活環境調整主任官の所見等						
年 月 日		生活環境調整主任官			印	

記載要領

「生活環境調整状況通知書」

- 1 「1 生活環境の調整の報告に基づく意見」欄は、該当する項目に○印を付すなどすること。この場合において、「調整継続」に○印を付すなどした場合には、「2 今後に残された問題点及び調整の方針」欄に、調整に要する見込み期間を記載すること。
- 2 「3 特別遵守事項に関する意見」欄には、生活環境の調整の結果に基づき、特別遵守事項に関する意見を記載すること。
- 3 「4 連絡事項・参考事項」欄には、自庁で前回の保護観察を実施しているときには、その実施状況、実施上問題となった事項等について記載すること。

「生活環境調整報告書（甲）」

- 1 該当する番号等に○印を付すなどすること。
- 2 「帰住予定地」欄
 - (1) 身上調査書等に記載されている帰住予定地を記載すること。
 - (2) 調査の結果、身上調査書等に記載されている帰住予定地と実際の帰住予定地が異なる場合には、「参考事項」欄にその旨を記載すること。
- 3 「引受人」の「住所」欄
 - (1) 引受人の住所と帰住予定地が同じ場合には、「□帰住予定地に同じ」の□にレ印を付すこと。
 - (2) 引受人の住所と帰住予定地が異なる場合には、「□下記のとおり」の□にレ印を付し、その住所を記載すること。
- 4 「引受人」の「特記事項」欄
事例に応じ、以下の事項を記載すること。
 - (1) 引受人の性格、行状、生活環境調整対象者の監護に関する責任の自覚の有無等
 - (2) 引受人が知人等である場合には、生活環境調整対象者との具体的な関係
- 5 「住居の状況」欄
帰住予定地の住居が、借家又は賃貸の住居である場合には、該当する□にレ印を付すこと。
- 6 「生計の状況」欄
() 内には、生活保護を受けていること等特記すべき事項を記載すること。
- 7 「近隣の風評等」欄
報告者の知り得る範囲で、帰住予定地近辺における以下の事項に関する風評等を記載すること。
 - (1) 生活環境調整対象者
 - (2) 当該生活環境調整対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪又は刑罰法令に触れる行為
 - (3) 引受人、その家族等
- 8 「関係人（引受人・家族を除く。）の特記事項」欄
以下の事項を記載すること。
 - (1) 生活環境調整対象者の改善更生に資する関係人（引受人及びその家族を除く。）に対し、理解及び協力を促した事項
 - (2) 当該関係人に関する特記事項
- 9 「対象者の心身の状況」欄
対象者の施設収容前の心身の状況及び引受人等から聴取した対象者の現在の心身の状況について、特記すべき事項を記載すること。
- 10 「帰住に当たっての問題点、調整した事項及び今後の調整の方針」欄
調整に要する見込み期間が明らかな場合には、その期間を記載すること。
- 11 「引受人等から聴取した被害弁償・謝罪の状況、被害者等の心身の状況、生活状況及び被害に関する心情」欄
引受人等から被害弁償・謝罪の状況、被害者等の心身の状況（通院状況、精神的被害の状況（犯罪に起因する心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症その他の精神的影響の内容））、生活状況（就業先又は通学先（今後就業又は通学予定がある場合には、その旨及び当該就業予定先又は通学予定先）、犯罪がその後の生活に及ぼした支障の内容）及び被害に関する心情について聴取した場合には、その内容を、それぞれ記載すること。その他、犯罪の内容、生活環境調整対象者と被害者等との関係、被害者等の住居及びその生活圏等に照らし、生活環境調整対象者の帰住に際し、被害者等の再被害及び二次的被害防止の観点から特に配慮すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。
- 12 ※欄には、生活環境調整主任官の所見のほか、生活環境調整主任官が調整した事項等がある場合には、その内容も記載すること。

様式第107号（規程第153条）
様式第104号（規程第152条第1項）

生活環境調整状況通知書

年 月 日

（矯正施設の長）殿
地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者の生活環境の調整の状況について、下記のとおり通知します。

- 生活環境の調整の報告に基づく意見 帰住可・帰住不可・調整継続
- 今後に残された問題点及び調整の方針
- 特別遵守事項に関する意見
- 連絡事項・参考事項（前回の保護観察の概要等）

生活環境調整報告書（乙）

氏 名	(年 月 日生)		
帰住予定地の状況等	施設の名称		
	施設の所在地	電話 ()	
	代表者の役職・氏名	(※調整時の施設担当者の役職・氏名)	
	※法人等の所在地	☐ 施設の所在地に同じ ☐ 下記のとおり	
	※居室の状況、指導態勢等		
	帰住に関する支障の有無	1 なし 2 あり ☐ 年 月 日以降であれば宿泊場所を供与することができる (理由) ☐ 宿泊場所を供与することができない (理由)	
	釈放時の出迎え	1 行く (出迎人) 2 行かない (理由)	
帰住に当たっての問題点、調整した事項及び今後の調整方針 その他参考事項			
年 月 日		生活環境調整担当保護司	印
※生活環境調整主任官の所見等			
年 月 日		生活環境調整主任官	印

記載要領

「生活環境調整状況通知書」

- 1 「1 生活環境の調整の報告に基づく意見」欄は、該当する項目に○印を付すなどすること。この場合において、「調整継続」に○印を付すなどした場合には、「2 今後に残された問題点及び調整の方針」欄に、調整に要する見込み期間を記載すること。
- 2 「3 特別遵守事項に関する意見」欄には、生活環境の調整の結果に基づき、特別遵守事項に関する意見を記載すること。
- 3 「4 連絡事項・参考事項」欄には、自庁で前回の保護観察及び更生緊急保護の措置を実施しているときには、その実施状況、実施上問題となった事項等について記載すること。

「生活環境調整報告書（乙）」

- 1 「施設の名称」欄には、当該施設を運営する法人等の名称と施設の名称が異なる場合は、その両方を記載すること。
- 2 「（※調整時の施設側担当者の役職・氏名）」欄、「※法人等の所在地」欄及び「※居室の状況、指導態勢等」欄は、帰住予定地が更生保護施設である場合には、記載を要しない。
- 3 帰住に関する支障がある場合には、「帰住に関する支障の有無」欄の「□ 年 月 日以降であれば宿泊場所を供与することができる」又は「□宿泊場所を供与することができない」のいずれかの□にレ印を付し、その理由を簡潔に記載すること。
- 4 「帰住に当たっての問題点、調整した事項及び今後の調整方針その他参考事項」欄には、帰住に当たっての問題点、調整した事項及び今後の調整方針のほか、釈放後の就業先等の状況、生計の見込み及び生活環境調整対象者との面会・通信の回数その他参考となる事項について、特記すべき事項がある場合に記載すること。
- 5 「※生活環境調整主任官の所見」欄には、生活環境調整主任官の所見のほか、生活環境調整主任官が調整した事項等がある場合には、その内容も記載すること。

生活環境調整状況通知書

年 月 日

（矯正施設の長）殿
地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者の生活環境の調整の状況について、下記のとおり通知します。

- 生活環境の調整の報告に基づく意見 帰住可・帰住不可・調整継続
- 今後に残された問題点及び調整の方針
- 特別遵守事項に関する意見
- 連絡事項・参考事項

生活環境調整追報告書

氏 名		(年 月 日生)	
帰住 予定地 の 状況 等	帰住予定地	電話 ()	
	引 受 人	住 所	□帰住予定地に同じ □下記のとおり 電話 ()
		氏 名 等	職業等 ()
	引 受 け の 意 思	1 進んで引き受ける 4 引き受けない (理由) 2 引き受ける 5 未定 3 仕方なく引き受ける	
		釈放時の 出 迎 え	1 行く (出迎人の氏名・続柄) 2 行かない (理由) 3 未 定
	釈放後の就業 先又は通学先 等の状況、生 計の見込み		
前回報告後 生活環境に 変 動 が あつた事項			
帰住に当たっ ての問題点、 調整した事項 及び今後の 調整の方針 その他参考事項			
他に適当と 思われる帰 住予定地・ 引受人及び その理由	住 所 氏 名 理 由	電話 ()	
		年齢 () 続柄 () 職業等 ()	
年 月 日 (生活環境調整 担当保護司)		住 所 氏 名	印
※生活環境調整主任官の所見等			
年 月 日		生活環境調整主任官	印

記載要領

「生活環境調整状況通知書」

- 1 「1 生活環境の調整の報告に基づく意見」欄は、該当する項目に○印を付すなどすること。この場合において、「調整継続」に○印を付すなどした場合には、「2 今後に残された問題点及び調整の方針」欄に、調整に要する見込み期間を記載すること。
- 2 「3 特別遵守事項に関する意見」欄には、生活環境の調整の結果に基づき、特別遵守事項に関する意見を記載すること。

「生活環境調整追報告書」

1 「引受人」の「住所」欄

- (1) 引受人の住所と帰住予定地が同じ場合には、「□帰住予定地に同じ」の□にレ印を付すこと。
- (2) 引受人の住所と帰住予定地が異なる場合には、「□下記のとおり」の□にレ印を付し、その住所を記載すること。

2 「前回報告後生活環境に変動があった事項」欄

帰住予定地の状況等、被害弁償・謝罪の状況、被害者等の心身の状況、生活状況及び被害に関する心情について、前回報告後、変動が生じた場合には、当該変動内容について、それぞれ記載すること。

3 「帰住に当たっての問題点、調整した事項及び今後の調整の方針、その他参考事項」欄

生活環境調整対象者と引受人又は担当保護司との面会及び通信の状況について、特記すべき事項があれば記載すること。

- 4 ※欄には、生活環境調整主任官の所見のほか、生活環境調整主任官が調整した事項等がある場合には、その内容も記載すること。

生活環境調整面接状況報告書

氏 名	(年 月 日生)		
矯正施設名		面接の日	年 月 日
帰住予定地			
面接の状況			
面接時に 助言・調整 した事項			
面接時の印象			
参考事項			
年 月 日		生活環境調整担当保護司	印

（用紙 日本工業規格A4）

記載要領

- 1 「面接の状況」欄には、引受人（家族等を含む。）に対する感情、施設内での状況、釈放後の就労・就学の見込み等について、生活環境調整対象者から聴取した事項について具体的に記載すること。
- 2 「面接時に助言・調整した事項」欄には、助言・調整した事項及びこれに対する生活環境調整対象者の態度について、具体的に記載すること。
- 3 「参考事項」欄には、面接時に矯正施設の職員と協議を行った事項等について記載すること。また、引受人等を同伴した場合には、その者の氏名及び生活環境調整対象者との続柄を記載すること。

生活環境調整状況通知書

年 月 日

（矯正施設の長）殿
地方更生保護委員会 殿

保護観察所長

次の者の生活環境の調整の状況について、下記のとおり通知します。

氏 名 (年 月 日)

- 1 生活環境の調整の報告に基づく意見 帰住可・帰住不可・調整継続
- 2 今後に残された問題点及び調整の方針
- 3 特別遵守事項に関する意見
- 4 連絡事項・参考事項

（用紙 日本工業規格 A 4）

記載要領

- 1 「1 生活環境の調整の報告に基づく意見」欄は、該当する項目に○印を付すなどすること。この場合において、「調整継続」に○印を付すなどした場合には、「2 今後に残された問題点及び調整の方針」欄に、調整に要する見込み期間を記載すること。
- 2 「3 特別遵守事項に関する意見」欄には、生活環境の調整の結果に基づき、特別遵守事項に関する意見を記載すること。

裁判確定前の生活環境調整同意書

保護觀察所長 殿

私は、 年 月 日 裁判所 支部
の裁判により保護観察付執行猶予の判決の言渡しを受けました。つきま
しては、下記の調整事項について、生活環境の調整が行われることに同
意します。

調整事項

- ☐ 住居の調整
☐ 就業先の調整
☐ その他（ ）

年 月 日

氏 名
生 年 月 日
住 居

印

年 月 日

(注意事項) 該当する□にレ印を付すなどすること。

更生緊急保護申出書

保護観察所長 殿

更生緊急保護を受けたく申出をします。

年 月 日

ふりがな

氏 名

印

年 月 日生

本 籍

住 居

釈放された人の更生緊急保護の申出手続に関する説明書

- 1 事件を起こして身柄を拘束され、その後、釈放された人で、親族などから援助が得られなかったり、福祉事務所などに保護を求めることができなかったりして、しばらくの間、生活をするのができずに困っているような場合、法律により、保護観察所に更生緊急保護という特別の保護の申出をすることができます。更生緊急保護の主な内容は、生活上のアドバイス、更生保護施設での宿泊、帰住の援助などです。
- 2 更生緊急保護の申出をすることができるのは、次のすべてに当てはまる人で、これに当てはまらない人は、保護を受けられません。
 - (1) 釈放されてから原則として6月以内の人（この期間を超える場合は、保護観察所に相談してください。）
 - (2) 親族からの援助が得られなかったり、福祉事務所などに保護を求めることができなかったなど、しばらくの間、生活を送ることができずに困っている人
 - (3) 身柄を拘束された事件を深く反省し、善い社会人として更生する意思を強く持つとともに、そのための努力をする人
- 3 更生緊急保護の申出は、保護観察所で行います。保護観察所では、あなたから保護を受けたい理由を聞き、保護の必要があるかどうかを判断します。
ただし、申出をしたからといって、必ずしも希望する保護を受けられるというわけではありません。
- 4 更生緊急保護を受けるに当たっては、保護観察所の指示に従わなければなりません。また、更生緊急保護はいつまでも続けられるものではありませんので、できるだけ早く自立・更生できるように努力しなければなりません。これらを守らない場合には、更生緊急保護を受けることはできません。
- 5 保護観察所の場所などについては、検察庁、刑務所、拘置所、少年院の担当の人にたずねてください。

(表)

保護カード				
年 月 日				
所轄保護観察所長 殿				
取扱官庁				
官職氏名 印				
次の者に対する更生緊急保護の必要性に関する意見その他参考となる事項は，下記のとおりです。				
氏名 等の 表示	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
	本 籍			
	帰 住 地			
釈放 の 事由	区 分	満期釈放 刑執行免除 刑執行猶予 起訴猶予 罰金・科料 労役場出場・同仮出場 少年院退院		
	罪名・非行名		刑名・刑期	
	身柄拘束期間	年 月 日から	年 月 日まで	
扶養 義務 者	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住 居	(電話)		
	職 業		本人との続柄	
引 受 人	氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住 居	(電話)		
	職 業		本人との続柄	
釈放時の所持金品				
更生緊急保護の 必要性に関する 意見・参考事項				
				取扱者印

(注意) 1 事例に応じ，該当文字を○で囲むこと。

2 少年院を退院した者については，「刑名・刑期」欄は記載不要である。

3 扶養義務者若しくは引受人がないとき，又は不明のときは，その旨を当該欄に記載すること。

4 保護観察所において保護カードを交付するときは，「取扱官庁」欄に当該保護観察所名を記載すること。

(裏)

(更生緊急保護実施欄)				
※この欄は、保護観察所又は更生保護施設その他の施設で記載すること。				
月 日	更生緊急 保護の措置	実施官庁及び 取扱者印	更生緊急保護の経過と結果	取扱 者印

(注意)

1 このカードは、

(1) 刑期が終了して刑事施設を釈放された者、刑の執行を免除された者（いずれも(2)の場合を除く。）又は労役場を出場若しくは仮出場した者に対しては刑事施設の長

(2) 少年院を退院した者（少年院収容受刑者が満期釈放又は刑の執行の免除となった場合を含む。）に対しては少年院の長

(3) 刑の執行を猶予された者、起訴を猶予された者又は罰金・科料の言渡しを受けた者に対しては刑事手続に関与した検察官

が、表面「調査欄」に必要な事項を記入し、記名押印の上、それぞれ該当する者に交付すること。

2 1の規定により交付を受けた者は、保護観察所に出頭して更生緊急保護の申出をするときはこのカードを提示すること（このカードの提示がないと保護を受けられないことがある。）。

3 保護観察所の長は、1の規定により交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申し出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定すること。更生緊急保護の措置を決定したときは、その旨を「更生緊急保護実施欄」に記入し、当該措置の選定を受けた者にこのカードを返還すること。

4 更生保護施設その他の施設においては、保護観察所の長から更生緊急保護の措置を委託されたときは、更生緊急保護の対象者にこのカードを提出させ、保管の上、保護の経過及び結果をその都度該当欄に記入すること。

当該更生緊急保護の対象者が退所するときは、このカードをその者に返還すること。

更生緊急保護委託書

年 月 日

殿

保護観察所長

次のとおり委託します。

- 1 氏 名 (年 月 日生)(歳)(男・女)
- 2 本 籍
- 3 住 居
- 4 種 別 (一)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)執行猶予確定前
(四)執行猶予確定後 (五)起訴猶予 (六)罰金・科料
(七)労役場 (八)退院・仮退院期間満了 (九)補導処分執行終了
- 5 身体の拘束を解かれた日 年 月 日
- 6 犯罪行為の表示
- 7 犯数・刑名・刑期等 (初・累 入)懲・禁・拘 年 月(執行猶予期間 年)
労役場 日(罰・科 円) 罰金・科料 円
少年院在院期間 年 月
- 8 処分(釈放)庁 ()刑務所・拘置所・婦人補導院(支所)
()裁判所・検察庁(支部)
()少年院
- 9 認定資料 (1)保護カード (2)身上調査書 (3)裁判書 (4)その他()
- 10 家庭環境, 交友関係, 親族の状況等
- 11 更生緊急保護の対象となる者の性格, 経歴, 心身の状況, 生活の能力, 生活の計画等
- 12 更生緊急保護を必要とする事情及びその対象となる者の意思
- 13 保護の方針
- 14 更生緊急保護の対象となる者又はその扶養義務者の費用負担能力 ☐有 ☐無
- 15 面接の日 年 月 日
- 16 参考事項

調 査 者	年	月	日	保護観察官
1 委託する措置の内容				
(更生保護施設)				
☐ 宿泊	日間(. . ~ . .)	☐ 食事付宿泊	日間(. . ~ . .)	
☐ 更生緊急保護(その他)	日間(. . ~ . .)			
(更生保護施設以外)				
☐ 宿泊	日間(. . ~ . .)	☐ 食事給与	日間(. . ~ . .)	
☐ 更生緊急保護(更生保護施設以外)	日間(. . ~ . .)			
2 参考事項(当庁でとった措置)				
☐ 食事給与	(円)(食分)			
☐ 帰宅援助	(旅費給与 円)(割引証交付 片道・往復・無)(線 駅まで)			
☐ 金品の給与・貸与	()			
☐ その他	()			

(注意) 事例に応じ不要の文字を削り, 該当する項目に○印を, □にレ印を付すなどすること。

記載要領

- 1 「8 処分（釈放）庁」は以下により記載すること。
 - (1) 法第85条第1項第1号、第2号、第7号又は第8号に規定する者にあつては、身体の拘束を解かれた時点において収容されていた矯正施設の名称
 - (2) 同項第3号、第4号又は第6号に規定する者にあつては、当該言渡しをした裁判所の名称
 - (3) 同項第5号に規定する者にあつては、当該処分をした検察庁の名称
- 2 「12 更生緊急保護を必要とする事情及びその対象となる者の意思」欄には、調査時における所持金についても調査の上、適宜記載すること。
- 3 更生緊急保護（その他）の措置を委託して実施するときは、「13 保護の方針」欄に、更生緊急保護（その他）の具体的な方針等を記載すること。
- 4 「16 参考事項」欄には、活用できる社会資源、その他参考となる事項を記載するほか、過去に更生緊急保護等の措置を行った場合には、その内容を記載すること。
- 5 「1 委託する措置の内容」の「更生緊急保護（その他）」欄には、法第85条第1項に掲げる更生緊急保護の措置のうち、規則第116条の規定による措置を除いたものを記載すること。
- 6 「2 参考事項」の「その他」欄の（ ）には、医療若しくは療養の援助、就職援助、教養訓練の援助、職業に関する補導、生活指導又は生活環境の調整等の内容を簡潔に記載すること。

刑の執行停止中の措置の終了通知書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿

保護観察所長

先に指導監督、補導援護並びに応急の救護及びその援護の措置の請求のあった次の者について、下記の事由により措置をとることを終了したので、通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 終了の日 年 月 日

3 終了の事由

☐ 刑の執行停止の取消し

☐ 死亡

☐ その他 ()

4 措置の結果

5 参考事項

（注意） 事例に応じ該当する□にレ印を付すなどすること。

様式第 1 1 4 号（規程第 1 6 9 条）

質 問 調 書					
本	籍				
住	居				
職	業				
氏	名	年	月	日生（	歳）
（質問調書の冒頭の記載は、次の例による。）					
に対する保護観察事件について、		年	月	日	
において質問したところ、本職に対し、任意下記のとおり供述した。					
（質問調書の結びの記載は、次の例による。）					
上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りがない旨申し述べて署名押（指）印した。					
前同日同所					
保護観察所					
保護観察官					印

（用紙 日本工業規格 A 4）

記載要領

- 1 保護観察対象者の供述を録取する場合において、当該保護観察対象者が矯正施設等に収容されている場合は、「住居」欄に、「(〇〇〇〇収容中)」等と付記すること。
- 2 関係人の供述を録取する場合は、以下により記載すること。
 - (1) 本籍の記載は要しない。
 - (2) 「職業」欄には、職業を記載するほか、「(保護観察対象者との続柄等) △△△△」と保護観察対象者との関係を付記すること。
- 3 様式中央下部に、地方更生保護委員会作成に関するものについては「地方更生保護委員会」、保護観察所作成に関するものについては「保護観察所」を、いわゆる枠組みで表示するとともに、継続用紙についても同様の取扱いとすること。
- 4 ワードプロセッサ等により作成する場合は、枠組野線以外の野線を省略して差し支えない。この場合において、枠組み内の一行文字数は35字、行数は23行とすること。

前 科 照 会 書

年 月 日

地方検察庁 殿

地方更生保護委員会
保 護 観 察 所 長

次の者の前科を調査の上、回答願います。

1 氏 名 等

通称・ふりがな

氏 名 (年 月 日生)

(旧 姓)

本 籍

(旧 籍)

(在留カード番号又は特別永住者証明書番号) No.

(交付の日) 年 月 日

2 使用目的

☐ 仮釈放等審理 ☐ 恩赦上申 ☐ 仮解除 ☐ 不定期刑終了 ☐ 所在調査
☐ その他 ()

3 調査対象前科

☐ 現在までの前科

☐ すべての前科

☐ 「道交法違反」・「保管場所法違反」に係る罰金刑以下の刑のみ

☐ 「道交法違反」・「保管場所法違反」に係る罰金刑以下の刑を除く

☐ 年 月以降の前科

☐ すべての前科

☐ 「道交法違反」・「保管場所法違反」に係る罰金刑以下の刑のみ

☐ 「道交法違反」・「保管場所法違反」に係る罰金刑以下の刑を除く

☐ 年 月 日 裁判所 支部言渡しの刑

4 参考事項

取扱者 ()

回 答 書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿

保 護 観 察 所 長 殿

地方検察庁

照会書記載の前科について、次のとおり回答します。

- 1 照会に係る前科は犯歴票に登録されていない。
- 2 照会に係る前科は別紙前科調書のとおりである。

記載要領

- 1 事例に応じ該当する□にレ印を付すこと。
- 2 「1 氏名等」は次により記載すること。
 - (1)「氏名」欄には、旧姓が分かっている場合は必ずこれを付記すること。
 - (2)「本籍」欄には、旧籍が分かっている場合は必ずこれを付記すること。
 - (3)「(在留カード番号又は特別永住者証明書番号)」欄及び「(交付の日)」欄には、該当事項を分かる範囲で記載すること。
 - (4)出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第15条第1項又は第28条第1項の規定により、同附則第15条第2項又は第28条第2項に規定する有効期間が満了するまでの間、在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を所持している場合には、「(在留カード番号又は特別永住者証明書番号)」欄に外国人登録番号を記載し、同欄「在留カード番号又は特別永住者証明書番号」とあるのを「外国人登録番号」と書き換えること。
- 3 「2 使用目的」欄には、「その他」の場合には（ ）内に使用目的を記載すること。
- 4 「3 調査対象前科」欄について、「現在までの前科」又は「 年 月以降の前科」を選択した場合にあっては、調査の必要性に応じて、「すべての前科」、「道交法違反」・「保管場所法違反」に係る罰金刑以下の刑のみ」又は「道交法違反」・「保管場所法違反」に係る罰金刑以下の刑を除く」のいずれかを選択すること。

なお、調査対象前科は必要に応じて、なるべく限定するよう配慮すること。

刑事事件記録借用依頼書

年 月 日

検察庁 支部検察官 殿

地方更生保護委員会
保護観察所長

次の者に関する刑事事件記録の借用方を依頼します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
(旧 姓)
本 籍
(旧 籍)

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年 月

3 依頼する理由

4 参考事項

取扱者 ()

判 決 謄 本 等 送 付 依 頼 書

年 月 日

裁判所 支部 殿
検察庁 支部検察官 殿

地方更生保護委員会
保 護 観 察 所 長

次の者に関する 判決謄本（第 1 審・第 2 審）・起訴状の謄本・刑執行証明書 部を送付
されたく依頼します。

なお、判決原本が滅失又は破損している場合は、裁判に関する調査書（恩赦上申事務規程第 7
条・様式第 3 号）を、刑の執行に関する帳簿書類等が滅失している場合は、刑執行調査書（恩赦
上申事務規程第 9 条・様式第 6 号）を送付願います。

1 氏 名 等

氏 名 (年 月 日生)
(旧 姓)
本 籍
(旧 籍)

2 裁判に関する事項

言渡し裁判所	裁判所	支部
言渡しの日	年 月 日	
確定の日	年 月 日	
罪 名		
刑名・刑期	懲役・禁錮	年 月 (罰金 円)

3 依頼する理由

4 参考事項

取扱者()

(注意) 1 事例に応じ不要の文字を削ること。

2 起訴の日が判明している者については、起訴の日を「4 参考事項」欄に記載すること。

戸 籍 謄 本 等 送 付 依 頼 書

年 月 日

市区町村長 殿

地方更生保護委員会
保 護 観 察 所 長

次の者に関する下記の書類を送付されたく、更生保護法 第 2 8 条・第 3 0 条 の規定により依頼します。

1 氏 名 等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 書 類

☐ 戸籍の謄本 (通)
☐ 戸籍の抄本 (通)
☐ 戸籍の附票の写し (通)
☐ 住民票の写し (通)

3 依頼する理由

4 参考事項

取扱者 ()

(注意) 事例に応じ不要の文字を削り、該当する口にレ印を付すなどすること。

事 件 競 合 通 知 書

年 月 日

家庭裁判所 支部 殿

保 護 観 察 所 長

次の者について、処分が競合し、少年法第 2 7 条の規定による保護処分の取消しを相当とする事由があると認められるので、通知します。

1 氏 名 等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 競合する処分

(1) 継続中の保護処分

非 行 名
決定裁判所 家庭裁判所 支部
決定の日 年 月 日
保護処分の種別

(2) 確定した有罪判決又は新たな保護処分

罪名・非行名
決定又は言渡し裁判所 裁判所 支部
決定又は言渡しの日 年 月 日
保護処分の種別又は刑名刑期

3 参考事項

(注意) 1 少年院仮退院者の場合には、少年院からの仮退院の日及び仮退院をした少年院名を「3 参考事項」欄に記載すること。

2 有罪判決が確定したときは、「2 競合する処分」の「決定又は言渡しの日」欄に確定の日を併記すること。

保護処分取消事由通知書

年 月 日

家庭裁判所 支部 殿

保護観察所長

次の者について、少年法第 27 条の 2 第 1 項に規定する事由があると認められるので、同条第 3 項の規定により通知します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 保護処分の内容

非 行 名
決定の日 年 月 日
保護処分の種別

3 少年法第 27 条の 2 第 1 項に規定する事由

4 参考事項

（注意） 少年院仮退院者の場合には、少年院からの仮退院の日及び仮退院をした少年院名を「4 参考事項」欄に記載すること。

保護観察対象者の収容通知書

年 月 日

保護観察所長 殿
（ 支部・駐在官）

（矯正施設又は少年鑑別所の長）

次の保護観察対象者を 年 月 日当施設に収容したので、通知します。

1 氏名等

氏 名 （ 年 月 日生）
本 籍
収容前の住居

2 保護観察となった裁判又は審判等

言渡し又は決定裁判所	裁判所	支部
言渡し又は決定の日	年 月 日	
（確定の日	年 月 日	
罪名・非行名		
刑名・刑期又は保護処分の種別		
仮釈放等の決定委員会	地方更生保護委員会	
決定の日	年 月 日	
仮釈放等施設		
仮釈放等の日	年 月 日	
保護観察期間満了日	年 月 日	
保護観察の停止の有無 無・有（効力発生日	年 月 日	

3 収容の原因となっている犯罪又は非行事実の概要及びその他の参考事項

（注意） 事例に応じ不要の文字を削ること。

精 神 障 害 者 等 通 報 書

年 月 日

知 事 殿
(政令指定都市の長) 殿

保 護 観 察 所 長

次の者を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 2 5 条の規定により、通報します。

1 保護観察に付されている者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 保護者又は引受人の氏名等

氏 名
続 柄
住 所

3 症状の概要

4 参考事項

保護観察状況等報告書（甲）

年 月 日

家庭裁判所 支部 殿
少年鑑別所長 殿

保護観察所長

先に照会があった・先に収容通知を受けた 次の保護観察対象者の保護観察状況等について、下記のとおり報告します。

- 1 氏名等
氏 名 (年 月 日生)
住 居
- 2 保護観察対象者の種別等
保護観察対象者 保護観察処分少年・少年院仮退院者
保護観察期間 年 月 日から 年 月 日まで
主 任 官
担当保護司
主任官・担当保護司との連絡状況
(少年) 良・普通・不良 (保護者) 良・普通・不良
- 3 家庭の状況等
(折合) 和・やや不和・不和 (生計) 富裕・普通・貧困・極貧
(保護者の保護観察に対する態度) 熱心・普通・無関心
- 4 就学状況
(現 在) 学校 年在学
(学業成績) 上・中の上・中の下・下
(出席状況) 勤勉・普通・時々欠・長欠・不就学
(長欠・不就学の理由)
- 5 就業状況
(勤務形態) 定職・暫定・失業・不就業 (職種)
(勤務先) 通勤・住込・家業
(稼働日数) 日 (収入) 円 (就業態度) 勤勉・普通・怠惰
(就業の状況・見通し)

(氏名)

6 交友関係 良・普通・不良
(主な友人)

7 特別遵守事項

8 生活行動指針

9 保護観察の経過

10 保護観察実施上の問題点と処遇上の意見

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

記載要領

- 1 「2 保護観察対象者の種別等」の「主任官」欄及び「担当保護司」欄には、それぞれ報告時又は終了時の主任官、担当保護司の氏名を記載すること。
- 2 「2 保護観察対象者の種別等」の「保護観察対象者」欄、「主任官・担当保護司との連絡状況」欄、「3 家庭の状況等」の各欄、「4 就学状況」の「学業成績」欄及び「出席状況」欄、「5 就業状況」の「就業態度」欄並びに「6 交友関係」欄には、該当するものを○等で囲むこと。
- 3 「6 交友関係」の「主な友人」欄には、特記すべき交友があれば、氏名及び特記理由を記載すること。
- 4 「7 特別遵守事項」欄及び「8 生活行動指針」欄には、報告する時点のものを記載すること。
- 5 「9 保護観察の経過」欄には、保護観察の実施上重要と認められる事項及びこれに対してとった措置を簡潔に記載するほか、保護観察対象者との毎月の連絡回数等の連絡状況（連絡状況が不良の場合の理由を含む。）、保護観察対象者と家族との折合いの状況及び生計に関する特記事項について、適宜記載すること。

保護観察状況等報告書（乙）

年 月 日

裁判所 支部 殿
検察庁 支部検察官 殿

保護観察所長

次の者の保護観察状況等について、下記のとおり報告します。

- 1 氏名等
氏 名 (年 月 日生)
住 居
- 2 保護観察の期間等
保護観察期間 年 月 日から 年 月 日まで
主 任 官
担当保護司
- 3 特別遵守事項
- 4 生活行動指針
- 5 就 業（職 業）
（就業状況） 勤勉・普通・怠惰 通勤・住込・家業
- 6 交 友 良・普通・不良
- 7 家 庭 和・やや和・やや不和・不和・不該当
- 8 生 計 富裕・普通・貧困・極貧
- 9 保護観察の経過等（保護観察の実施過程で問題となった事項等）
- 10 参考事項

記載要領

- 1 「3 特別遵守事項」欄及び「4 生活行動指針」欄には、報告する時点のものを記載すること。
- 2 「5 就業」欄には、職業名を記載し、就業状況について該当するものを○等で囲むこと。
- 3 「6 交友」欄には、該当するものを○等で囲み、不良交友があるときはその氏名及び本人との関係を、例えば、「共犯」等と記載すること。
- 4 「7 家庭」欄には、該当するものを○等で囲むこと。家族と同居していない場合には「不該当」を○等で囲むこと。
- 5 「8 生計」欄には、該当するものを○等で囲み、生活保護法の適用を受けているなどの特記事項があるときはその旨を記載すること。
- 6 「9 保護観察の経過等」欄には、保護観察対象者の問題行動及びその環境等に生じた重要な変化等に関する事項並びにこれに対して保護観察所がとった措置並びに保護観察を実施した過程で処遇上特に問題となった事項その他参考となる事項を記載すること。

協力等依頼書

年 月 日

殿

地方更生保護委員会
保護観察所長

次の者に関し、下記の記録等を提出願いたく、・下記の事項について協力等を願いたく、
更生保護法 第22条・第28条・第30条 の規定により依頼します。

1 氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
住 居

2 提出を求める記録等又は援助・協力の内容

3 参考事項

（注意） 事例に応じ不要の文字を削ること。「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

回 答 書

年 月 日

地方更生保護委員会 殿
保護観察所長 殿
(支部・駐在官)

印

先に依頼のあった事項について、次のとおり回答します。
(調査の結果等)